

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	研修費	127,600	—	令和元年10月18日 10月25日 11月29日 12月6日 12月26日 令和2年1月24日 2月28日 3月13日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO17025試験所認定維持料	1,632,444	—	令和2年3月6日	—	公財	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人全国和牛登録協会	9130005012804	登記料	209,500	—	令和元年11月5日 11月20日 12月24日 12月25日 令和2年1月10日 2月4日 2月14日 2月28日 3月9日 3月11日 3月13日 3月19日 3月23日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人土木学会	5011105004847	論文投稿料	105,000	—	令和元年11月22日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本広報協会	8011105005388	研修費	253,730	—	令和2年2月14日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本獣医学学会	3010005018190	論文投稿料	69,000	—	令和元年10月11日 12月20日 令和2年1月10日 2月7日 3月6日 3月19日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本食品科学工学会	3050005005136	論文投稿料	400,460	—	令和元年10月11日 10月31日 12月13日 12月26日 令和2年3月26日	—	公社	国認定

農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	論文投稿料	554.400	—	令和元年12月3日 12月26日 令和2年1月10日 2月14日 2月21日 2月28日 3月23日 3月31日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	大会参加費	178.000	—	令和2年3月19日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	別刷り代	233.597	—	令和元年10月18日 11月18日 12月13日 令和2年1月31日 2月14日 2月21日 3月13日 3月16日 3月31日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	論文投稿料	764.300	—	令和元年10月18日 11月8日 12月13日 令和2年2月14日 3月13日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	6010605002368	研修費	89.110	—	令和元年10月25日 12月9日 令和2年3月10日	—	公社	国認定
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7050005005207	公益社団法人日本獣医師会	2010405010483	論文投稿料	100.000	—	令和元年11月8日 令和2年2月28日 3月27日	—	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。